明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件
（内閣府五四四～一一五六）　一
○地域再生計画の変更を認定した件
（同一一五七～一三二五）　六六
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件
（総務一四六）　八八
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一〇六～一〇八、一一〇、一一一）　九九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一〇九）　一〇一
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一〇三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○内閣府告示第五百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　北海道特有の歴史文化を活用したインバウンド交流施設整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　輸出拡大に向けた食のイノベーション強化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　女性が輝く農業人材育成施設整備プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　アートでつながるミクスチャー空間創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　札幌市

二　地域再生計画の名称　ＩＣＴを活用したアイヌ文化発信の空間整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　札幌市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）